

平成22年 4月9日

第2170号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

- 基本測量終了の通知（177・建設管理課）…………… 1
- 建設業の許可の取り消し（178・北秋田地域振興局総務企画部）…………… 1
- 開発行為に関する工事の完了（179・由利地域振興局建設部）…………… 2
- 道路の供用開始（180・由利地域振興局建設部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（181・仙北地域振興局総務企画部）…………… 2

### 公 告

- 土地改良区の合併の認可（山本地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良区の交換分合計画の認可（由利地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良事業工事の完了の届出（由利地域振興局農林部） 2件…………… 3
- 県営土地改良事業工事の完了（由利地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部） 2件…………… 4

## 告 示

### 秋田県告示第177号

平成21年秋田県告示第444号の基本測量について、平成22年3月26日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成22年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

### 秋田県告示第178号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日  
平成22年3月23日
- (2) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社叶組  
大館市東字二ツ屋境15番地  
代表取締役 叶 末市  
秋田県知事許可（般-18）第7407号
- (3) 処分の内容  
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実  
平成22年3月23日付けで土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日  
平成22年3月25日
- (2) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社岸野建設  
北秋田市阿仁銀山字上新町57番地  
代表取締役 武田 孝

秋田県知事許可（特-17）第700号

(3) 処分の内容

土木工事業及びとび・土工工事業に係る特定建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成22年3月12日付けで土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

**秋田県告示第179号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により平成21年10月27日付け指令由建—1329で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市保戸野千代田町2番43号

三光不動産株式会社

代表取締役 岩本 竜大

2 開発区域に含まれる地域の名称

由利本荘市三条字三条谷地169番、170番、172番、173番及び175番並びに字前田33番、34番2、35番、36番、40番3、40番4、69番及び70番

**秋田県告示第180号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	105号	由利本荘市御門68番8地先から二番堰85番4地先まで

2 供用開始の期日 平成22年4月9日から

3 供用開始の区間を公表した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 由利地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年4月9日から同月22日まで

**秋田県告示第181号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成22年3月30日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

蒔野建築

仙北郡美郷町金沢字茨島180

蒔野直蔵

秋田県知事許可（般-17）第60348号

3 処分の内容

建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年3月30日付けで建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、平成22年4月1日土地改良区の合併を認可したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 合併により設立された土地改良区  
二ツ井白神土地改良区
- 2 合併により解散した土地改良区  
山本郡市川堰土地改良区  
山本郡岩堰土地改良区

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田市上北手小山田土地改良区から申請のあった定款変更について、平成22年3月30日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、由利本荘市子吉土地改良区から申請があった（子吉地区）交換分合計画について、平成22年3月17日認可したので、同条第12項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、由利本荘市から土地改良事業（館合新田地区基盤整備促進事業）に係る工事が平成21年12月15日完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、由利本荘市から土地改良事業（笹子上堰地区基盤整備促進事業）に係る工事が平成22年3月9日完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

県営土地改良事業（大沢堤第3地区ため池等整備事業）につき、その工事を平成21年12月24日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大仙市横堀土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

大仙市板見内字弥兵エ谷地169番地

〃 横堀字万願寺18番地

〃 堀見内字福嶋102番地1

〃 〃 字寺村100番地

〃 横堀字福嶋237番地

〃 〃 字熊本54番地

〃 〃 字清水137番地

〃 堀見内字下田茂木23番地2

〃 福田字川原道下22番地

茂 木 保 治

佐々木 勝 夫

大 川 丈 夫

竹 村 省 吾

齊 藤 秀 晴

佐 藤 忠 男

齊 藤 房 親

高 橋 隆 美

黒 澤 次 久

## 2 就任理事の住所及び氏名

大仙市板見内字弥兵エ谷地169番地

〃 横堀字万願寺18番地

〃 堀見内字寺村100番地

〃 横堀字福島237番地

〃 〃 字熊本54番地

〃 〃 字清水137番地

〃 堀見内字下田茂木23番地2

〃 福田字川原道下22番地

〃 堀見内字福島78番地

〃 板見内字千刈田189番地

茂 木 保 治

佐々木 勝 夫

竹 村 省 吾

齊 藤 秀 晴

佐 藤 忠 男

齊 藤 房 親

高 橋 隆 美

黒 澤 次 久

大 川 正 勇

原 喜 孝

## 3 退任監事の住所及び氏名

大仙市横堀字佐野11番地

〃 堀見内字東谷地村22番地

〃 板見内字荒巻13番地

小 松 伸 一

後 藤 隆 喜

戸 澤 龍 悦

## 4 就任監事の住所及び氏名

大仙市横堀字佐野11番地

〃 堀見内字東谷地村22番地

〃 板見内字荒巻13番地

小 松 伸 一

後 藤 隆 喜

戸 澤 龍 悦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大仙市鶯野土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年3月29日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大仙市横堀土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年3月31日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 正 誤

ページ

行

誤

正

平成22年3月31日（号外第5号）公布の人事委員会規則（人事委員会規則七一二（給料の調整額）の一部を改正する規則）

（原稿誤り）

4

15

11

1・5

発 行 者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号  
秋田市山王七丁目5番29号  
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005  
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>  
秋田市山王七丁目5番29号

印 刷 者 松原 繁雄